

出向時の共済手続きのご案内

令和4年11月

項 目	内 容 及 び 手 続 き 方 法 等
短 期 (医 療)	◎組合員証(保険証)は、返納していただきます。 ★出向の日から無効となり、使用することはできません。 (出向先の共済組合で組合員証発行手続きが必要です。) ※高額療養費等の支給に該当する場合はご連絡いたします。
長 期 (年 金)	◎長期(年金)に関する手続きはありません。 ただし、地方公務員制度(警察、都道府県等)へ出向される方は、「転出届」をご提出いただきます。 ◎iDeCoご加入者は、金融機関へのお手続きが必要となります。
保 健	◎ベネフィット・ステーション会員証(株ベネフィット・ワン)は返送していただきます。 ★出向の日から無効となり、使用することはできません。また、出向の日より前に申し込んでいた宿泊補助や人間ドック等補助も利用できなくなります。
貯 金	◎普通、定額積立及び定期の各貯金は、解約の手続きをお願いします。 ★出向者の特例：定額積立貯金、定期貯金の利息は、預入期間が1年未満であっても約定利率で日割計算されます。 出向日前30日からの解約に限ります。 ★必要書類：・出向証明書(証明用紙は、貯金窓口で交付します。) 又は、人事発令(出向年月日が記載されているもの)の写し ・防衛省共済組合総合貯金通帳及びキャッシュカード ・登録印鑑 ・ご本人名義の銀行通帳の写し (解約金の銀行振込を希望される場合) ※50万円を超える現金の払戻しをされる場合は、事前にご予約が必要となります。(窓口又は電話)
貸 付	◎貸付金残額がある場合は、出向する共済組合に債権の譲渡を行います。引き続き出向先で、源泉控除により返済できます。 ★地方公務員制度(警察、都道府県等)へ出向される方は、貸付残高証明書を発行しますので、相当額の貸付を受けて一括償還してください。
物 資	◎物品(車などの高額商品)購入に伴う割賦残額がある場合は、出向日の前日までに一括返済していただきます。

項 目	内 容 及 び 手 続 き 方 法 等
団体生命保険 (日本生命) (明治安田)	◎保険契約は、最終源泉月の翌月１７日までの保障となります。 ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することができます。 ★保険料の納付：①毎月納付 ②保険期間（１年分）一括納付 ★提 出 書 類：「団体生命保険・団体傷害保険の継続について」
団体年金保険 (日本生命) (明治安田)	◎保険契約は、出向日の前日をもって脱退となります。 ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することができます。 ★保険料の納付：毎月納付のみ ★出向者の特例：５年限度で中断することができます。 ただし、Ａコース（個人年金適用型）に加入の方は預入期間が１０年を超えている方に限ります。
団体医療保険 (日本生命)	◎保険契約は、最終源泉月の翌月１７日までの保障となります。 ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することができます。 ★保険料の納付：①毎月納付 ②保険期間（１年分）一括納付 ★提 出 書 類：「団体医療保険の継続について」
団体傷害保険 (弘済企業)	◎保険契約は、最終源泉月の翌月１８日までの補償となります。 ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することが出来ます。 ★保険料の納付：①毎月納付 ②保険期間（１年分）一括納付 ★提 出 書 類：「団体生命保険・団体傷害保険の継続について」
団体取扱保険	◎出向の日以降、生命保険、がん保険、火災保険を継続される場合は、加入の保険会社と 直接調整していただきます。
防衛省職員 生活協同組合 (生命・医療共済、 火災・災害共済)	◎生命・医療共済の契約は、最終源泉月の末日までの保障となります。 火災・災害共済の契約は、掛金を納付した該当年度末日（６月３０日）までの保障となります。また、出向の間に空き家となる場合は、継続ができない場合がありますので、直接調整していただきます。 ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することができます。 ★掛金の納付：生命・医療共済、火災・災害共済 出向期間の掛金を複数年単位で前納可 ★提 出 書 類：「共済契約の継続希望届」

※ 出向されるまでの間、たいへんお忙しいと思いますが早めの手続きをお願い致します。

なお、ご不明な点がございましたら、各取扱窓口までお問い合わせください。